

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）

制定 20150618財地第4号
平成27年6月25日
改正 20180319財福第1号
平成30年3月27日
改正 20210319財福第4号
令和3年4月13日
改正 20251216財福第1号
令和7年12月26日

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金のうち経済産業省の所管する原子力災害被災地域事業所整備等支援事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、福島加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）、福島加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付府政防第218号・復本第270号・25文科政第90号・厚生労働省発会0228第4号・25食第199号・20140226財地第2号・国官会第2893号・原規監発第14022610号。以下「実施要綱」という。）第11の1に規定する基金に限る、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金管理運営要領（以下「基金管理運営要領」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は地方公共団体に基金を造成し、当該基金を活用することにより、実施要綱第3に規定する帰還・移住等環境整備事業計画（以下「帰還・移住等環境整備事業計画」という。）に基づく実施要綱別表に規定する事業等を

実施することを目的とする。

(交付先及び交付期間)

第3条 交付金は、地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

2 交付金を交付する期間は、帰還・移住等環境整備事業計画に記載された計画期間とする。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付対象事業は、実施要綱別表1に規定する基幹事業のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興再生に遅れが生じている地域について、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させるため、地方公共団体が自ら実施し、又は地方公共団体が民間事業者等に交付して民間事業者等が実施する、事業所及び附帯施設等の整備等を行う本交付要綱別表に掲げる事業（以下「交付対象基幹事業」という。）及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業（以下「交付対象効果促進事業」という。）を実施するための基金（以下「帰還・移住等環境整備交付金基金」という。）を造成する事業（以下「基金造成事業」という。）とする。

(交付額)

第5条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第7により地方公共団体に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用として必要な基金の額について交付する。

2 交付対象事業に対する交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

交付額＝A＋B

A：交付対象基幹事業の交付額

帰還・移住等環境整備事業計画様式1－4に記載したA－1に係る基幹事業の交付対象事業費に $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額に、事務費として当該額に $\frac{1}{100}$ の1を乗じて得た額を加えた額

B：交付対象効果促進事業の交付額

帰還・移住等環境整備事業計画様式1－4に記載したA－1に係る効果促進事業の交付対象事業費の総和に $\frac{8}{10}$ を乗じて得た額

(事前着手)

第6条 第7条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、実施要綱

第 11 の 4 による交付申請及び交付決定前の帰還・移住等環境整備事業等の実施の承認を通知する様式は、別記様式 1 によるものとする。

(交付申請)

第 7 条 適正化法第 5 条及び適正化法施行令第 3 条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、別に通知する日までに、大臣に対し、基金造成事業に関する交付申請書（別記様式 2）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(交付決定)

第 8 条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第 6 条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式 3）するものとする。

3 前 2 項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式 4 による請求書を大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第 9 条 大臣は、第 7 条に規定する申請書が大臣に到達した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の内容の変更)

第 10 条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式 5）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更を来することがない場合は、この限りではない。

2 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第 10 条第 4 項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知（別記様式 6）するものとする。

(交付の条件)

第 11 条 事業所整備基金は、交付金の交付を受けて、新たに造成するものとする。また、交付金の追加交付を受けた場合は、同一の基金に積み増すものとする。

- 2 事業所整備基金は、他の交付担当大臣の交付に係るものと別に経理するものとする。
- 3 帰還・移住等環境整備事業等は、実施要綱第4の4により福島県等が定める計画期間を期限として実施するものとし、帰還・移住等環境整備事業等が完了した場合（基金管理運営要領第3の8による帰還・移住等環境整備事業等の終了を命ぜられた場合を含む。第19条第3項及び第22条において同じ。）には、事業所整備基金の残余额を大臣の指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- 4 前項に規定するほか、地方公共団体は、帰還・移住等環境整備交付金基金の額が帰還・移住等環境整備事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式7）を提出しなければならない。

（交付対象事業の廃止）

第13条 交付申請者は、帰還・移住等環境整備事業等の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式8）を提出し、その承認を受けなければならない。

（基金事業の実績報告）

第14条 交付申請者は、基金造成事業を完了したときは、適正化法第14条の規定による実績報告について、基金造成事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は基金造成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（別記様式9）を提出して行うものとする。

（交付金額の確定等）

第15条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る

基金造成事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式１０）を通知するものとする。

- ２ 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命じるものとする。
- ３ 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とする。ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき、地方公共団体が議会の議決を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、地方公共団体の申請に基づき交付金の額の確定の通知の日から９０日以内に経済産業大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第１６条 大臣は、次の号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

一 交付申請者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の規定に違反したことにより大臣から是正のための指示を受け、その指示に従わない場合

二 交付申請者が、この要綱に基づき交付した交付金を基金造成事業以外の用途使用した場合

三 交付申請者が、基金造成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

- ２ 大臣は、前項の規定により交付決定の取消を行った場合は、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- ３ 前項に基づく交付金の返還については、第１５条第３項の規定を準用する。

（交付金の経理）

第１７条 交付申請者は、交付金と基金造成事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を整理し、これを事業完了後５年間保管しておかなければならない。

(帰還・移住等環境整備事業等の状況報告)

第18条 交付申請者は、当該年度に実施した帰還・移住等環境整備事業等について、毎年度終了後5月20日までに状況報告書(別記様式11)を作成し、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(帰還・移住等環境整備事業等の実施)

第19条 帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合には、次項から第5項までの条件が附されるものとする。

- 2 交付申請者は、帰還・移住等環境整備事業等の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続等の補助要綱を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適正化法、適正化施行令、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領及びこの要綱に定める事項を附さなければならない。
- 3 交付申請者は、帰還・移住等環境整備事業等により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、帰還・移住等環境整備事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 4 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 5 帰還・移住等環境整備事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに帰還・移住等環境整備事業等により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、大臣の承認を受けないで、この帰還・移住等環境整備事業等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、破壊し又は廃棄してはならない。

(取得財産等の管理等)

第20条 交付申請者は、取得財産等について、別記様式12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 交付申請者は、帰還・移住等環境整備事業等による取得財産等があるときは、第23条に定める事業完了報告書に別記様式13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(帰還・移住等環境整備事業等の検査等)

第21条 大臣は、帰還・移住等環境整備交付金基金による帰還・移住等環境整備事業の執行の適正を期するため必要があるときは、交付申請者に対して報告を求め、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 大臣は、前項の調査により、適正化法、適正化法施行令、制度要綱、実施要綱、基金管理運営要領又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、交付申請者に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第22条 交付申請者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第9条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(帰還・移住等環境整備事業等の実績報告)

第23条 交付申請者は、帰還・移住等環境整備事業等が全て完了したとき又は令和12年度末を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。）から1か月以内に帰還・移住等環境整備事業等に関する事業完了報告書（別記様式14）を作成し、内閣総理大臣を経由して大臣に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

別表 原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

交付対象事業（※ 1）	対象となる経費	基本国費率
対象地域において、 地方公共団体が事業所及びその 附帯施設・設備の整備等を行う事業（※2）	・調査設計費 ・用地取得、土地造成費 ・施設整備費、施設改修・解体・撤去費、原状回復・補償費、土壌汚染対策費 ・附帯施設・設備整備費（空調設備、浄化槽、簡易宿泊室、簡易倉庫等） ・福利厚生施設整備費（社員住宅、診療所、休息所、宿泊施設、売店 等）	地方公共団体： 3／4
対象地域において、 地方公共団体が民間事業者等（※3） に交付し、民間事業者等が、事業所及び その附帯施設・設備の整備等を行う事業	・同上	大企業：2／3 中小企業：3／4
企業等誘致事業	・企業等誘致事業費（企業・従業員等の誘致に係る調査、広報、研修、研究及び説明会開催費 等）	

※1 次に該当する事業は、交付金の交付の対象としない。

- ・奢侈的営業、風俗営業、投機的営業その他の交付対象とすることが適当でない事業
- ・「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の補助対象となる事業

※2 帰還・移住等環境整備事業等が東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に規定する復興推進計画に基づくものであること。また、賃料については、維持管理経費並びにそれに類するものに充当するものとする。

※3 帰還・移住等環境整備事業等が東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に規定する復興推進計画に基づくものであること。また、賃

料については、初期投資及び維持管理経費並びにそれに類するものに充当するものとする。

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

経済産業大臣 名

福島再生加速化交付金(原子力災害被災地域事業所整備等支援事業)(基金)
交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった帰還・移住等環境整備業
計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知
する。

責任者： 局 課長

担当者：

電話：03-3501-1511(内線0000)

03-3501-0000(直通)

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）
交付申請書

令和 年 月 日付け 発第 号で交付可能額の通知を受けた福島再生加速
化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）の交付申請について、
次のとおり申請する。

記

1 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

2 基金造成計画書（別紙1）

3 地方公共団体の歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙2）

4 添付書類

- 1. 地方公共団体の基金条例（又は基金条例（案））
- 2. 帰還・移住等環境整備事業計画の写し

別紙 1

基金造成計画書

[illegible]

(注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。

2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

別紙 2

地方公共団体歳入歳出予算（見込）書抄本

地方公共団体の名称：)

(単位：円)

歳 入		歳 出		
事 項	金額	事 項	金額	備考
(款) ○○支出金		(款) ○○支出金		
(項)		(項)		
(目)		(目)		
(節)		(節)		
合 計		合 計		

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

経済産業大臣 名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

記

1 事業の目的

交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書（以下「交付申請書」という。）のとおりである。

2 交付決定額

（単位：千円）

交付決定額

ただし、事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

3 交付金の額の区分は、交付申請書のとおりである。

4 交付金の確定額は、交付すべき交付金の額と交付金の交付決定額とのいずれか低い額とする。

5 は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島再生加速化交付金制度要綱、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金管理運営要領及び福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）

交付要綱（経済産業省）に従わなければならないこととする。

6 この交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取り下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

7 が補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、又は補助事業の一部を第三者に委託し、若しくは第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置を講じるものとする。

（1）契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとること。

（2）契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

（3）大臣は、 が（2）本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、 は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。

（4）（1）から（3）までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、 は、必要な措置を講じること。

責任者： 局 課長

担当者：

電話：03-3501-1511（内線0000）

03-3501-0000（直通）

(別記様式4 精算払請求書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

令和 年度福島再生加速化交付金精算払請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった事業計画について、下記により金
円を精算払によって交付されたく請求する。

記

1 請求内容

事業名	交付金額	既受領額	今回請求額	残高	事業完了予 定年月日	備考
	円	円	円	円		

2 請求者の住所及び振込先

住 所：
口 座 名 義：
(カ ナ)：
金 融 機 関 名：
支 店 名：
預 貯 金 種 別：
口 座 番 号：

(注) 変更がある場合は、変更箇所を赤色に表示した変更後の債主登録依頼票を添付すること。

(別記様式5 内容変更承認申請書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付決定
内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（原子力
災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す
る法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、承
認されるよう申請する。

記

1 交付金（追加交付）申請額 金 円
一部取消 （変更後交付申請額 金 円）

2 変更を受けようとする理由

3 基金造成計画書（変更）

4 地方公共団体の歳入歳出予算（見込） 書抄本（変更）

※交付の決定を受けた際に記載した内容を上段括弧書きとすること。

注）交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式6 内容変更承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

経済産業大臣 名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付決定
内容変更承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、下記のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので、同法第10条第4項の規定により通知する。

記

1 変更後交付決定額 千円

既交付決定額 千円

変更増減額 千円

2 この交付決定の対象となる事業、その内容については、内容変更承認申請書記載のとおりとする。

3 上記のほか、実績報告、交付条件等は、従前の取扱いのとおりとする。

責任者： 局 課長

担当者：

電話：03-3501-1511（内線0000）

03-3501-0000（直通）

(別記様式 7 申請取下書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げること

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業廃止承認申請書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）事業等中止（廃止）承認申請書

上記について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

記

- 1 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）事業等の事業番号及び名称
- 2 廃止の事由
(注) 具体的に記載する。
- 3 中止（廃止）後の措置

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式 9 実績報告書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）実績報告書

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	保管額 (A)
合計	

(添付書類)

1. 地方公共団体の基金条例
2. 歳入歳出決算書（抄本）
3. 様式 I
4. その他参考となる資料

〔様式Ⅰ〕

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（基金）の執行額等内訳表

(単位：円)

年月日	事項	事業区分	収入	支出	残高	備考（運用益計算等）
	国庫返納額					

(留意事項)

- ・ 国庫返還額を確定させるため、別記様式11による事業完了報告書の提出日までに、利息の生じない手段（決済性預金等）に移行し、国庫返還額を確定させた上で報告を行うこと。
- ・ 運用益については、事項欄及び備考欄に運用益が生じた期間と運用益の計算を記入すること。なお、運用益の発生期間等については、実情に即して記載すること。
- ・ 国庫返納額については、別記様式11の「残額」及び「残余額」と一致していることを確認すること。

(別記様式 10 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

経済産業大臣 名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により、金 円に確定したので通知する。

責任者： 局 課長
担当者：
電話：03-3501-1511（内線0000）
03-3501-0000（直通）

(別記様式 1 1 状況報告書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）状況報告書

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A + B - C)
合計				

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
合計				

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

(別記様式 12 取得財産等管理台帳)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに定める財産及び取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第19条第5項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮棧橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 耐用年数は、本交付要綱第19条第5項に定める期間を記載すること。

(別記様式 13 取得財産等管理明細表)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに定める財産及び取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第19条第5項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮桟橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 耐用年数は、本交付要綱第19条第5項に定める期間を記載すること。

(別記様式 1 4 事業完了報告書)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）の事業完了報告書の提出について

上記について、福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）の規定により関係書類を添えて提出します。

なお、当該交付金に係る執行額確定後の残額については、「福島再生加速化交付金（原子力災害被災地域事業所整備等支援事業）（基金）交付要綱（経済産業省）」第 1 1 条第 3 項の規定による「残余额」として、国に返還することとします。

記

① 交付金交付額	円
② 運用益繰入額	円
③ 支出額	円
④ 残額（①＋②－③）	円

残余额 金 , , 円

（添付書類）

1. 様式 I
2. その他参考となる資料

〔様式Ⅰ〕

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（基金）の執行額等内訳表

(単位：円)

年月日	事項	事業区分	収入	支出	残高	備考（運用益計算等）
	国庫返納額					

(留意事項)

- ・ 国庫返還額を確定させるため、別記様式11による事業完了報告書の提出日までに、利息の生じない手段（決済性預金等）に移行し、国庫返還額を確定させた上で報告を行うこと。
- ・ 運用益については、事項欄及び備考欄に運用益が生じた期間と運用益の計算を記入すること。なお、運用益の発生期間等については、実情に即して記載すること。
- ・ 国庫返納額については、別記様式11の「残額」及び「残余額」と一致していることを確認すること。